

## 平成28年度第1回練馬区いじめ等対応支援チーム

開会年月日 平成28年10月25日（火）

場 所 教育委員会室

### 【教育指導課長】

ただいまより、平成28年度第1回いじめ等対応支援チームを開会する。

初めに、委員委嘱であるが、委嘱状の机上配付をもって交付にかえさせていただく。

続いて、教育長よりご挨拶申し上げます。

### 【委員長】

平成28年度第1回のいじめ等対応支援チームの会議にご参加いただきありがとうございます。この会議も回を重ねているが、今日は第1回ということで、メンバーの何人かは新しくご参加していただいている。

この新チームを結成して、いじめの対策について様々な工夫をしてきたと思っている。また、いじめの状況等の説明が事務局からあると思うが、練馬区はいじめの認知件数が多い。今日、朝日新聞の朝刊に文科省の有識者会議の提言案が出ていたが、そこに副委員長のコメントが載っていた。副委員長のコメントにあるように、各学校でいじめに対する認識を高めるということ、これがある程度練馬区の学校でもなされてきているのかなと思っている。そういう意味では、ぜひこれからも、一人一人の先生方がいじめに対する感覚に敏感になってもらえればと思っている。

このように様々ないじめ対策方針を出しているが、一番いけないのは、それが当たり前のようであって形骸化することである。常に新しい感覚できちんと事実を見ていかないと、いじめの対応というのは非常に複雑で多様になっているので、常にこれはいじめなのではないかという感覚を研ぎ澄ませておかないといけない。また、各学校でつくっている方針も常に見直しをしていかなければならない。このようなことが大事なところであると思っている。

この会議では様々な立場の方からご発言をいただいている。そして、教育委員会として、さらに実効性のあるいじめ対策というものをこれからも展開していきたいと思っている。お願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

**【教育指導課長】**

それでは、本日が今年度初めてということなので、名簿の順に自己紹介をお願いできればと思う。

なお、このチームは設置要綱において、教育長を委員長、それから、学識経験者である方を副委員長としているので、ご了承をお願いします。

(委員および事務局の自己紹介)

それでは、本チームの趣旨説明を事務局より行う。

**【事務局】**

(資料1の説明)

**【教育指導課長】**

今、説明をしたが、質問等はあるか。

それでは、今の説明と関連するところも議事の中にあるかもしれないので、そのときには、またご意見等をいただければと思う。

では、議事に入る前に、本会の公開について、事務局から説明をする。

**【事務局】**

練馬区では、附属機関等の会議については、原則公開としている。具体的には3点ある。

1、会議の傍聴を認めること、2、会議における資料を公開すること、3、会議録を公開することである。

なお、会議録の公開については、各委員に記録をお渡しし、内容をご確認していただいた上で、区のホームページで公開したいと考えている。

ただし、当支援チームが必要と決定したときには、非公開とすることができる。よろしくをお願いします。

**【教育指導課長】**

事務局の説明があったが、公開についてよろしいか。残念ながら、本日傍聴の方はまだお見えでない。

それでは、これより議事に入るが、ここからは委員長が進行を務める。

**【委員長】**

それでは、議事を進めさせていただく。おおむね1時間半程度を考えているので、よろしくお願ひ申し上げます。

はじめに、練馬区におけるいじめの状況について確認をする意味で、議事の(1)練馬区におけるいじめの実態について、協議を進めてまいりたいと思う。

冒頭、事務局から、今年度のいじめに関する社会や取組の流れについて話があって、その中で、問題行動等調査についても触れていた。事務局より、資料が提示されているので、これまでの取組の経過と合わせて説明をお願いする。

**【事務局】**

(資料2の説明)

**【委員長】**

平成27年度までの状況を、資料に基づいて説明をしてもらった。平成27年度の認知件数は、小学校が167件、中学校が258件ということである。これを多いと見るか少ないと見るか、私はいつもこの数字を見るたびに、なかなか減らないなと思う。それと同時に、これだけ先生たちが小さいいじめの芽まで摘んで、認知件数に入れてくれているという思いなど、複雑な思いがあって、数字を見ている。皆様方は、この数字を見て何かしらの感想があるかと思う。平成27年度の結果を受けて、この数字だけではなく、先ほど説明あったが、相談の状況であるとか、きっかけであるとか、様々ないじめの対応であるとか、感想でも結構なので、お寄せいただければありがたいと思う。いかがか。

**【事務局】**

(資料2の一部訂正)

**【委員】**

中学校の現場にいる立場から、この数字の多さというのは非常に深刻に受けとめていると同時に、先ほど委員長が申し上げたとおり、先生方がかなりそこに対して目を向けているという事実はあると思う。それは中学校での解消率の高さにあらわれているのではない

かと私は考えている。

ただ、3枚目のところにある、中学校では「誰にも相談していない」という件数が非常に多いのがすごく気になっている。この数字を見る限りは、相談する環境を中学校のほうでさらに整えていく必要があると、今思っている次第である。以上である。

#### 【委員長】

今、委員から話があったように、2ページの上の(3)いじめの現在の状況の解消しているものという部分で、90%を超える解消率になっているということと、一方で、3ページの(6)のいじめられた児童生徒の相談状況の一番下で、「誰にも相談していない」というのが中学校で、平成27年度は26件もあったということである。そこについての今、お話をいただいた。

では、せっかくなので、小学校の委員に次は感想をいただく。

#### 【委員】

小学校の場合は、アンケートをとると、事実関係がよく分かっている担任の目から見て、これは絶対に違うということがある。子供の認識の仕方というのが、学年の発達段階によって随分違って、いじめの認知は非常に難しいと思う。だから、この件数が本当に多いと考えられるのか、少ないと考えられるのか。1校あたりにすると少ないかなとも思うが、数値にあらわれていない部分があることは事実で、それぞれの学校で見たときにないわげがない。実際は、この数値にあらわれているよりもいろいろあるのではないかなと思うところが、校長同士の話でよくある。

#### 【委員長】

これはほかの自治体と比べて、発生率などはわかるか。

#### 【事務局】

文部科学省が今年の10月に平成26年度のいじめの状況について、都道府県別の数値を発表している。それによると、全国を平均したときに、1,000人当たりの認知件数が13.4人であり、東京都は7.0人ということで、平均に比べておよそ半分ということになる。

東京都からは、この認知件数を上げていく、積極的に認知するという方向で、連絡会等で指導をいただいているところである。

**【委員長】**

では、学校の現場として小学校教員の意見はいかがか。

**【委員】**

いじめという言葉が子供たちにも認知されているので、低学年は1回ぶたれて、その直後にアンケートをすると、いじめられたと書くことも実際にある。認知件数の学年別内訳で、小学校の場合、高学年になるにつれて、平成26年度から平成27年度に関して、減少している数字を見ると、子供たちがこちらの取り組みを分かってくれているのかなと、プラスの意味では感じている。以上である。

**【委員長】**

中学校の委員、いかがか。

**【委員】**

小学校の1ページの部分で、平成26年度の6年生が62件、これが平成27年度の中学1年生になるわけですが、認知件数が倍以上に増えている。これはおそらく人間関係がいろいろ変わる中で引き起こされていることだと思うが、それを何とかできないものかなと感じている。中1ギャップと言われているが、中学校1年生でいじめの件数が増えやすいのだということを、もっと中学校としては認識していき、手を打つ必要があるのではないかと思う。

**【委員長】**

そのとおりである。私も1ページの(2)のいじめ認知件数の学年別内訳を見て驚いたが、中学校は本当に1年生が多い。だんだんと学年が上がっていくにつれて、認知件数が下がってくるという傾向があるのだが、1年生がなぜ多いかということは、今、委員がおっしゃったように分析をする必要があるのかもしれない。

幼稚園はどうか。

**【委員】**

私もその数字が小学校6年生から中学校1年生になって、すごく増えるなと思った。人間関係が変わるというのもあるだろうが、小学校のものを引きずっていくというのはないのか。

**【委員長】**

中学校は選択制だが、いじめの関係であの子と同じ学校には行きたくないという家庭の主張は結構ある。我々教育委員会としても、そういった主張を斟酌して決めているというのがある。だから、引きずっていくということはないことはないだろうが、やはり新たな環境の変化や、いろいろと新しい要因が増えているのかなと思う。だからこそ分析をしっかりとやらなくてはいけないかなと思っているが、難しい。

**【教育指導課長】**

小学校から中学校に進級する際に、各学校で引き継ぎを行っている。かなり小学校時代に守られてきた子や、様々な問題または要素がある子で、特別な子がよく見てくれていたことがある。中学に入ったときにはそこが違う。新たな人間関係ができたときに弱い立場にいることもあるのではないかな。

**【委員長】**

あるのだろうね。

**【教育指導課長】**

それが多数あるかどうかは分からないが、中1になって、小学校時代にあまり問題にならなかった子の名前が出てくることがある。思い当たる委員はあるか。

**【委員】**

引き継ぎのときに中学校にお願いしたことをよく分かってくれて、こちらが具体的な配慮をお願いしてそのとおりにやってくれていると、その子が問題にならずに本当にうまくいく。しかし、この子とこの子と一緒にしないでほしいという子を一緒にされてしまって問

題勃発することは、実際過去にもあった。

【委員長】

中学校には中学校の考え方があるから、なかなか難しいところがあるが、ただ、この現実をしっかりと見つめなくてはいけないという気がする。

【委員】

中学校1年生の数字が高く、いじめられたと感じるのは、みな同級生か。中学校だと、今度は部活の先輩、後輩の関係か。

【委員長】

それはある。だから、同級生だけではないだろう。上下関係も恐らくあると思う。

【委員】

だから、2年生、3年生になってくると減っていくのか。

【委員長】

上がだんだんいなくなっていくからか。

【委員】

そういうのもあるのではないかと私は思った。

【委員長】

確かに部活に入ると、いきなり先輩、後輩の、縦社会になる。

【委員】

中1と中2の体格差はかなりあるので。

【委員長】

小学校とはまた違った意味で。

**【委員】**

その辺がうまくできない子は、かなりストレスを感じるのではないかという気がする。

**【委員長】**

中学校PTAの立場で、何か印象は。

**【委員】**

今のお話だと、(5)の表からいくと、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」のは、先輩からという可能性もある。同じ表で、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」というのは、中学校では、平成27年度はまだ多いが、SNSルールが決まったことから、平成28年度はこれが軽減されればいいなと思う。反映されて数字に出ればいいなと思っているのだが。

**【委員長】**

後で説明があると思うが、なかなかそうは言ってない。ありがとう。

教育相談の立場ではいかがか。この表を見ていただいて。

**【委員】**

相談状況のところ、学校以外で相談というところがすごく少ないなと印象として思っている。ただ、これは学校できちんと対応していただいているからこそ、この数字なのだと思う。また、自分自身が相談室でいじめに関する相談を何件か受けもって思い浮かべたとき、特に学校との関係がうまくいなくて、いじめという事実を理解してもらえなかったという相談が多い。あともう一つは、発達のなものが背景にあって、なかなか対人関係がうまくいなくなるという相談ケースが思い浮かぶ。

そう考えると、「誰にも相談していない」ということは、ごく大変なケースだろうと思う。ここのあたりを何とか外部的なところのサポートで拾っていけないかなと思う。中学生が、学校の身近な先生には相談できないが、ちょっと距離のあるところだったら話せるという



感じで、心理教育的に相談できる場所に持っていけるものはないのかと、今、考えながら聞いていた。

**【委員長】**

今日、これが机の上にあると思うが、一応こういうものを工夫しながらつくって、できるだけ学校以外のところに相談してもらいたいと思って、子供たちに配っているのだが、なかなか学校以外というのは難しいようだ。誰にも相談していないというのは、私も懸念している。

副委員長、いかがか。

**【副委員長】**

視点が違うところから一言だけ。先ほど、小学校の校長である委員が少し触れられていたが、これはいじめではないというケースがあるということだが、要するに、いじめはクレーム利得の枕言葉になってしまっている。いじめがあるのだということであれば、学校も教育委員会も相談機関も、それは大変だと、真っ先に行くのである。

そんなことで、非常に自己愛が強い子は、ちょっと注意されただけで、これはもういじめだということになることもある。全く別な視点であるが、いじめの冤罪をつくらないようにしていただきたいと常々思っている。ある高校では、いじめをした場合に無期停学という校則があるものだから、いじめてないのに、いじめたということで、本当に無期停学にしていいものかどうかと非常に悩んでいる学校がある。冤罪をつくらないようにぜひお願いしたい。

一生懸命拾い出すということは、とても大事な作業なので、このまま続けていただきたいのだが、一方で、そういうところもあるということを知っていただきたい。

**【委員長】**

いやいや。これは学校現場としては、一番悩ましいところだと思う。

実は、その次の案件で、平成28年度のこれまでのふれあい月間の状況も見えてきているようだ。今の議論の続きになるので、先に資料3を説明してもらおうか。願います。

**【事務局】**

(資料3の説明)

**【委員長】**

6月末までということは、3カ月ということだな。3カ月のこの結果を見て、どう判断するかというのは、難しい判断だと思うが、昨年同時期のものと比べると、かなり認知件数は増えているのではと思う。また、少し例年と違うところが、先ほど言った2番の学年別で、小学校の3・4年生が突出して多いということ、それから、今あったように、いじめの態様、5番の「ネット上の誹謗中傷等」がわずか3カ月で、中学校で9件起きていること。平成27年度は年間13件であるから、3カ月ということは、単純に計算すると4倍だから、かなり増えるおそれがある件数なのではと思う。

そのようなことで、ふれあい月間の期間までに認知されたいじめについての報告が今あった。先ほどの昨年度までの一連の流れと照らし合わせていただいて、もしお気づきの点、あるいはご質問でも結構なので、お寄せいただければと思うが、いかがか。

**【委員】**

春の段階で多いということが、今お話しされたが、春は学年や学校が変わるので、ストレスが一番かかるときだから、そのまま同じように増え続けるとはならない。このときが一番多くて、これから減っていくのではないだろうかと思う。だから、ふれあい月間で、春と秋と冬とやったときに1年間の中での推移も分かると、学校での解消率というのが、去年の同時期に比べてというよりも1年間の中でのということが分かるのかなと思う。それから、先ほどの続きであるが、「保護者や家族等に相談」というところが、小学校で4分の1、中学校に至っては6分の1以下という数字で、世の中のニュースを見ていると、自殺とか命に関わったときに、親が知らなくて、死んでしまってから学校を保護者が攻撃するという場面を今までも見かけてきた。だから、最後に本当は助けてもらえるはずの保護者、家族に相談という数の少なさに、愛情不足というか、本当に家族の中に自分を守ってもらえるところがないと感じている。ここに非常に悲しさを覚える。

以上である。

**【委員長】**

ありがとう。他にいかがか。先ほどの資料2でも結構である。資料2と3をあわせて、

ご意見があれば、お寄せいただければと思うが、いかがか。

**【委員】**

保護者や家族等に相談できないというので、愛情不足とおっしゃったが、私自身、小学校6年ときにいじめに遭ったことがある。そのときは格好悪くて、大好きな父や母にも言えなかった。それで、我慢してしまうというのがある。しかし、結局、結末を申し上げると、母が気付いて、いじめに遭ってから3カ月たったときであったが、告白をした。そのときは、ほんとに心臓が張り裂けそうな気持ちでした。その前に私も死のうと思ったので。家族に告白する前に大事に至らなくてよかった。でも、やっぱりそこは家族の愛情があったので、私もその愛情の中に飛び込んでいけたと思うのだが、愛情は大切である。私ごとで申し訳ない。

**【委員長】**

最後は愛情だな。

**【委員】**

やはり格好悪くて言えないというのがある。常にいい子でいたいと。

**【委員長】**

それも愛なのだな、子供から親に対して。

**【委員】**

中学校の「ネット上の誹謗中傷等」が9件とあった。SNSの学校ルールを策定しているが、ルールを決めることが目的ではなく、実際に作ってみてどうなのか、各ご家庭がお子さんとそれを共有しながらやっている状況なのか、ルールがひとり歩きをしてしまっているのかというような状況があるのか、知りたいと思った。

**【事務局】**

先ほども申し上げたが、実際、練馬区ルールをスタートさせたのは今年度に入ってから

になる。SNS学校ルールは、7月末までの策定ということで、ふれあい月間までにルールそのものがまだ確定していない学校が多かった可能性がある。だから、11月の結果がよくなるといいのだが。そこを見る必要があるかと思う。先ほどのフィードバックしている部分がどれくらいできているのかというのが、まだ見えてこないというのが事実である。

#### 【委員長】

よく分かった。他に何かご意見はあるか。よろしいか。

では、本日はいろいろなご意見をいただいて、今後取り組まなくてはいけないというか、ある程度、貴重なご示唆をいただいたと思っている。この先、議事は進めるが、常に現状であるこの資料を見て、戻っていただいて結構なので、またご意見をいただければと思っている。

議事の(2)に移りたいと思う。練馬区教育委員会のいじめ対応についての様々な資料が提出されている。現状は現状として認識をしつつ、教育委員会は教育委員会でこの対応支援チームから様々なご提言をいただきながら対応をしているので、そのことも分かっていたいただければありがたい。資料を幾つか用意してある。事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

(資料4、7の説明)

#### 【委員長】

今、資料7まで説明してもらったが、いかがか。区の間組ということで、特に学校いじめ対策推進教員というものを必ず学校に置いていただいた。その中で各学校のいじめ対応方針の進捗管理をお願いしますのと、その方針をできるだけ広く周知するためにも、ホームページにアップしていただくということを中心にいろいろとやっていただいている。

それから、SNSの学校ルール、これについて各学校でルールを策定していただいているということ。それから、SNSの家庭ルールを策定していただくように依頼を各学校からしていただいているということ。この取組を中心にやっているという説明があった。

SNS家庭ルールについて、PTAではどうか。各学校で、学校だより等で家庭でもルールを作ってくださいとご案内していると思うが、それがきちんと家庭に受けとめられて、家庭でも作ろうという風になっているかどうか。そういうことが肝心なところだと思うが、

その辺はどうか。

【委員】

私の周りでは2～3年ぐらい前から、我が家ではこうしているという話をよくしていたので、今さらルールというよりも、結構決まっている家庭が多かったと思う。学校ルールができてからは、そういったことは周りとはお話ししていないので、実際のどの程度まで浸透しているのか分からない。

【委員長】

区のアンケートのときはどうだったか。調査した結果から、そういうのは分からないか。各家庭でのルールを作っているか、作っていないか、そういう項目はなかったか。

【副参事】

昨年度のインターネット携帯電話等に関する実態調査結果のまとめの9ページから10ページのあたりをご覧いただきたい。

別添の9ページをご覧いただきたい。携帯電話やスマートフォンのルールについてである。家庭におけるルールで、今のルールと必要と感じるルールについて調査した。家族と決めた携帯電話やスマートフォンを使うときのルールで、グラフになっているのが子供が答えているところである。そして、吹き出しになっているのが保護者の答えである。ここでの差異がやはりある。

つまり、例えば一番上で、電話をする時間のルールについて、子供はそれを決めたというのが23.3%で、保護者は、35.1%は決めたと回答している。つまり、そういう差異が見られる。保護者が思っているほど、子供はそこまで思っていないというような結果が小学生についてはあらわれている。

10ページは中学校である。中学校のほうについては、同じように今の項目でいえば、20.2%が電話する時間のルールがあると子供は回答している。しかし、保護者は39%があると言っているところにやはり差異がある。

そして、注目すべきは、1つもないと生徒が答えている率が高いことである。保護者は、決めていると回答した人の方が多いという状況がある。

以上である。

**【委員長】**

まさに、いじめ対策支援チームでこの調査をしようということで実施した。そして結果を見て、やはりSNSのルールを作ろうということで、教育委員会としてSNS練馬区ルールを策定した。それを示して、各学校でも策定を依頼した。さらに家庭でも作った方がよいのでは、という一連の運動として取り組んだけれども、現在は道半ばだと思う。

ぜひ、ルールというのは、親が作ったつもりでも、子供はそれを認識していない、分からないということもあるので、ぜひ、これはしっかりと共通の認識の上に立ったルール作りをしていただきたい。

これは学校にお任せするだけではなくて、教育委員会もしっかりご家庭に向けて情報を発信するということが必要だ。学校からご家庭にお伝えするだけではなくて、教育委員会からも発信していく必要があるなということを改めて思う。そんなことを感じている。

いずれにしても、指導教員というか、いじめ対策推進教員の方を、学校も忙しくて大変だと思うが、そういう教員を配置してもらった。そして、SNSの学校ルールを作っているというのが、現状としては教育委員会よりは学校の取り組みだということをもまずご理解いただければと思い説明させていただいた。

これらについて何かご質問あるか。

**【副委員長】**

資料6だが、先ほどのいじめ対策推進教員は、すばらしい取組だと思って聞いていた。計画4の下のところ具体的な課題が出ているが、その中の2段目の「児童生徒一人一人の統一した情報管理」とある。「情報管理」というのは、収集、保管、活用、評価までを意味し、そこまでのことをやられるのだと思う。なぜこんな質問をしているかというと、昨日のいじめにかかわる法律の有識者会議では、いじめがあるのに、いじめの収集を学校が怠っているのではないかとあった。本当はたくさんあるのに、それを収集して、きちんと管理ができていないのではないかとということで、それができていない教員の懲戒処分を盛り込もうということを考えている。

それで、お聞きしたいのは、ここで想定している「統一した情報管理」の説明をいただければありがたい。

### 【事務局】

区としては学校と連携して、年3回、いじめの対応状況報告票というものを作成している。そのいじめの児童生徒の名前、それから発見した経緯、そして今行っている対応について、票に示して各学校から教育委員会に提出をしていただいている。それを年3回に分けて、その児童生徒への対応がどうなっているのかというのを横の並びの票で把握をしている。

この票は認知件数の報告だけではなく、その対応が現在どうなっているのかということ、学校の管理職の先生方、また担当の教員が把握できるように作成したものである。

統一した情報管理ということで、さらにその対応状況報告票に反映できるようなクラスごと、学級ごとの個人ファイルというものを統一したところで管理できないかと考えている。今年度の学校いじめ対策推進教員の研修会の中で、元の案を出して、そこにご意見をいただき、作成しているところである。

以上である。

### 【委員】

実態調査をして、子供にいろいろ考えさせたり、保護者の方にいろいろ依頼もしてきたりしているところである。しかし、社会を取り巻く環境は、町を歩いていても、スマホをやりながら歩く大人が多くいる。去年もこの場で話が出たが、保護者会の際に子供がうるさいからと、子供にスマホを渡して遊ばせておく保護者がいた。そういう大人側のマナーに対する意識が変わらない限り、子供たちの認識を高めていくというのは厳しい状況にあるというのが私の実感である。

### 【委員長】

スマホとかICTというのはこれからますます出てくるので、それを押しとどめることはできない。やはり使い方が重要である。とりわけ大人の使い方を子供はしっかりと見ている。だから、そういうところからもアプローチする必要があるということを感じる。なかなか難しい問題だが。

他、いかがか。

【委員】

最初からご家庭にルールがあったというお話があった。家庭ルールを依頼する以前に、それぞれの家庭で子供に与えるときには、しっかりとルールが考えられていた。そういうご家庭というのはかなり確固としたものがあって、他の部分でもきちんとご家庭で指導ができるような家庭かと思う。

そうではないご家庭こそ、こういう学校ルールなどを使ってほしいという形で出すのだが、果たしてそれがどれくらい浸透できるか。昔もよくあったのだが、家で言うことを聞かないので、学校でいろいろと決まりを作ってくださいというような捉え方になってしまうと、せっかく作ったものがなかなか生かされない。

PTAの役員さんとか、そういう人たちと協力して、学校でルールを作って浸透させようという、1つのアクションを積極的に目に見えるような形でやらないといけない。きちんとやっていない人たちを巻き込むには、学校と保護者の方と一緒にあって、強くアピールしていく。学校の生活指導を徹底させるのも同じだと思うが、決まったことをやろうよという共通実践に持ち込むしかないのではないかと思う。

【委員長】

ありがとう。PTA側の委員、いかがか。

【委員】

まさに意識統一ではないが、それが一番大事だと思う。しかし、子供に携帯を持たせるという家庭状況というものがあるが、例えば私も嫁が働いていて、子供と一緒にいない時間が多く、その結果早めにキッズ携帯、防犯ベル付の携帯を持たせることになった。持たせる理由がちょっと違う。ちゃんとした家族との連絡手段として持たせているので、子供もちゃんと理解をしている。子供は今6年生になったので、だんだんスマホが欲しいと言っている。買ってしまった方がよいのではないかということで、もうスマホを与えている。周りが学童つながりのお友達ばかりで、やはり両親が働いているので、子供たち同士でネットワークをつくった。そこで、きちんとルールをつくってやろうよと呼びかけた。子供たち全部に共通の意識を与えて、ルールを守ってやろうよと。だったら、持っていていいよという形で持たせた。

逆に、そうでないご家庭、例えば普段お母さんが自宅にいらっしゃるご家庭でスマホを



持たせるというのは、どういった理由で持たせているのかが私は分からない。写真を撮ったりとか、音楽を聴いたりとか、ゲームしたりという理由で持たせられた子供の場合だと、なかなか意識がそういうことに向いていかないのではないかと思う。

**【委員長】**

他にいかがか。SNSに関してあるか。

**【委員】**

6年生から中1に上がるときに一番所持率が上がっている。本校で今考えている取組としては、入学説明会等で、保護者としての責任をしっかりともち、その責任のもとで子供たちに買い与えるようにしてほしいと話をしている。要するに、与えるだけ与えて、何かあったら問題を外へ丸投げしないということ。買い与えるということは、これだけ責任を負うんだということを認識していただいて、お子さんと考えながら使ってくださいという話は、もっと声を大にしてしっかりと伝えなければいけないだろうと考えているところである。そういうことが徹底してくると、少しずつ変化が見られるのではないかと思っている。

**【委員長】**

せっかくルールを作ろうという動きをしているので、何か実効あるというか、成果としてあらわれるような取組にしたい。SNSによっていじめられることがないようにしたいと思うばかりなのだが、それにはやはり学校だけではなくて、家庭にもご協力いただかなくてはいけないということだ。

それは、今、委員もおっしゃったけれども、様々なご家庭があるわけなので、ルールをつくってくださいと言っても、ちゃんとやっているご家庭もあれば、興味のないご家庭もある。その幅をどうやって一つ一つ埋めていくかというのが、なかなか厄介だなという思いがしている。でも、少しずつでもそれはやり続けなければならないと思っている。

スマホを子供たちに持たせるなというのは、だんだん無理な時代になってきていると私は思っている。これは行き渡ってしまうものだとすることを前提に考えないと、ただ持つなというだけでは物事は何も解決しないと思っている。そのことをどういうふうにご家庭で、あるいは学校でしっかりとしたルールを子供たちに届くように伝えられるのかという

ところが大きな課題だと思う。

そういうところは心理教育相談員から見ているかがか。

#### 【委員】

ルールを決めるというのを考えたときに、すごく困っていらっしゃる方、インターネットや携帯をどうしてもやめられないということを相談される方がいるが、ルールを決めるというのはとても大事なことだと思う。それを守らせることができなかった場合や守ることを子供ができなかった場合の親の無力感だったり、子供に対して、この子はだめだという思いが強くなったりすることはやはりあると思う。

よってルールを決めるときに、ルールを守れない場合はどうすればいいのか、どういうところに相談に行けばいいのかとか、1人で抱えないで、きちっとそれを相談していけば何とかなる場合もあることも教える必要がある。また、守れなかった場合のこともルールを決めるときに何か示唆を与えてもらおうと、保護者の方や子供も楽になる部分もあると思う。お恥ずかしいが、ルールブックみたいなものをちゃんと読んだことがなかったので、そのあたりどうなっているのかというのがちょっと心配だ。

#### 【委員長】

ありがとう。私事だが、私の娘が小学校高学年のときに、当時は携帯だったが、どうしても親が働いているので、携帯を渡して連絡をとれるようにした。やはり案の定ゲームにのめり込んでしまった。あまりにもルール、約束したことを守らないものだから、取り上げてしまった。ルールを守らないと絶対にもう使わせないと断って取り上げてしまったら、その日、帰ってこなかった。友達のところへ泊まったみたいだが。

なかなか難しい話で、今、委員がおっしゃったように、ルールを守らないときに親が怒る。最近もどこかの小学校か中学校で、スマホの問題で親御さんが頭に来てスマホを取り上げたら、家出したというのがあった。その辺は、そこまで強くやることも必要な場面もあるだろうが、もう少し上手に、親が自分で全部判断するのではなく、誰かに相談したり、相談窓口で連絡したりすることも必要である。うまく子供との関係性を保ちながら、しっかりと親の気持ちを伝えるという手だてができるといい。

難しいが、いかがか。皆様方、それぞれの学校でもご苦労なさっていると思うが。

**【委員】**

大体的場合、PTA役員の方、それから学級の保護者会にいつも来てくださる方は学校の考えていることが分かってくださっている。例えば、ここで話題にしているようなことも、みんなでそうしようという動きになる。しかし、そこにいらっしゃらない方にどれぐらい話が伝えられるかが課題である。1人でも2人でも賛同してくれて、共通理解のもと一緒に子供の指導をしてくれる人を増やしていくことが大事だと思う。先ほど、委員長がおっしゃったように、地道な口コミなのかもしれない。一生懸命に役員さんや委員さんが保護者に向けて語りかけてくださることによって、賛同する数が増えて、広がっていている例もある。

それでも全然話が伝わらない人は必ずいるので、簡単にできることではないが、学校は校長から職員に働きかけ、PTAの方も何度も同じ話をいろいろなところでしていくことが大事なのかなと思う。

**【委員長】**

そう言っていると無力感に襲われるので、ぜひ前向きにひとつ。

**【委員】**

ことし、石神井台小学校のセーフティ教室で、春にLINE株式会社と連携して、11月の第2土曜日にセーフティ教室をさせていただくことになった。初の試みで、警察の方に1年、3年に指導を依頼し、ライオンズクラブの方に6年の薬物乱用防止、LINEの方に4年の講演と5年のワークショップをお願いした。それから中休みから子供の下校指導までの75分枠で保護者に参加希望をとったら、50人を超えた。

今までセーフティ教室で、聞けばすごくありがたい話があっても、なかなか人が集まらないので、いろいろなところで動員をかけていたが、今回はそういうのを一切なしで50人を超えたので、やはり関心は高いなと思った。

やはり今話題になっているSNSの代表であるLINEの人が来てくれて、いろんなことを話してくれるというのは、それぞれの家庭にちょっと響いたのかなというふうに感じている。

**【委員長】**

次、資料 8、9 をお願いします。

【事務局】

(資料 8, 9 の説明)

【委員長】

これは何年目ぐらいか。

【事務局】

4 年目になる。

【委員長】

いや、もっとだ。随分長いこと続けていて、11月のふれあい月間の中で子供たちに取り組んでもらう。学校も当然のことだが、改めていじめの問題については考えていただくという取組でやってもらっている。毎年、年に1回、1月に発表会をやるが、なかなかそれぞれの学校がいい取組を発表してくれて、我々も現場はこんな風に工夫しているんだなと随分感心するところが多い。だから、来年の1月30日ということになっているが、もしお時間があればぜひ参加していただければと思う。

何かご質問あるか。特になければ、本日は第1回目ということもあるので、練馬区の現状と、いじめにかかわる子供たちの現状と、それから教育委員会と学校が、今、何をどう取り組んでいるのかということをごささん方の共通理解としていただきたいということで、事務局から資料を中心に説明してもらった。

この会は、当然それだけ聞いていただくだけではなく、新しい取組になるよう、ご提言いただくという場面でもある。それらについて、今日はいろいろと問題提起もいただいたと思っている。そういうことを含めて、次回に向けて課題を整理して、ご意見を頂戴できたらと思っている。

ご用意をさせていただいた議事は以上であるが、特段何かご発言あればいただければと思うが、いかがか。

【委員】

今、ずっとお話を聞きながら感じていたのだが、本校は学校評価の事業はこれからだが、

SNSルールを各校策定しているので、これを質問項目に入れるということを全体で調べてもらうというのはできないか。質問項目というのは各学校で設定していると思う。今年度からの質問項目の中に、生徒も保護者も含め、どのくらい実行されているのかというのをデータとしてとるのも一つの方法なのかなと思う。

**【委員長】**

ありがとう。検討していただく。他にいかが。  
では、次回のことも含めて、事務局から願います。

**【事務局】**

第2回目のことについてである。次回については、内容として、いじめ一掃プロジェクトの経過報告やいじめ防止実践事例発表会の詳細の提案、学校の組織的対応のあり方等を予定している。現在のところ、平成28年12月を予定している。後日改めて事務局から予定の調整をさせていただくので、どうぞよろしく願います。

事務局からは以上である。

**【委員長】**

では、次回に向けて、我々も今日いただいたご意見をいろいろ整理させていただき、新たな資料づくりも含めてやっていきたいと思う。また、後で質問やご意見等があれば、個別にでも結構なので、事務局宛てにお寄せいただければと思う。よろしく願います。

では、大変ありがとう。それでは、これをもって平成28年度第1回の練馬区いじめ等対応支援チームをここで閉会とさせていただく。ありがとう。

— 了 —